国民年金保険料の 免除制度

【一部納付(免除)】

を紹介します。 今回は「一 部納付(免除)制度

料の一部を納付することによ 残りの保険料の納付が免除 保険

の3種類があります。

(3,760円)

(7,520円

●4分の3納付

金額です。 ※( )内は納付する保険料の

方が、対象となります。

次の所得基準の範囲内にある

一部納付(免除)制度は、

となる制度です。 一部納付(免除)制度には、 次

●4分の1納付

●2分の1納付

あります。

未納と

所得基準

であること。 計算式で計算した金額の範囲内 主それぞれの前年の所得が次の 本人(申請者)・配偶者・世帯

> 場合がありますのでご注意くださ 年金や遺族基礎年金が受けられない

慮の事故が起こった場合、

障害基礎

## (計算式)

額+社会保険料控除額等 4分の1納付 78万円+扶養親族等控除

2分の1納付

除額+社会保険料控除額等 4分の3納付 118万円+扶養親族等控

除額+社会保険料控除額等 158万円+扶養親族等控

一部納付

1/2納付

141万円

例

別表のとおり

※申請の時期によって、 年の所得で審査を行う場合が 前々

(別表)一部納付(免除)制度の所得基準の目安

1/4納付

93万円

142万円

230万円

また、障がいや死亡といった不 齢基礎年金の額に反映されず、 なかった場合には、その期間の 同じ扱いになるため、将来の老 部免除が無効となり、 ただし、一部保険料を納付し

世帯構成

単身世帯

2人世帯 (夫婦のみ)

4人世帯 (夫婦、子 ども2人)

全額免除

57万円

93万円

162万円

**☎**72−6933

間町民生活課

195万円 247万円 282万円 335万円

3/4納付

189万円

間郡山年金事務所 **2**024 - 932 - 3434

> から送付される納税通知書 です。県中地方振興局県税部

で、納期限までに最寄りの金

の税金です。平成25年度の第

んでいる個人に課税される県

個人事業税とは、

事業を営

1期分の納期限は9月2日印

扱いとなります。 ださい。新たに口座振替を申 融機関で納めてください。 し込まれた場合は、第2期分 できますので、ぜひご利用く (12月2日納期限)からの取り また口座振替による納付も

**間**県中地方振興局県税部 課税第一課

**☎**024-935-1251 事業税チーム

日月 (2期) 国民健康保険税(2期)

保 険 料 (2期)

税

町税等納期のご案内

民

## 後期高齢者医療保険料(1期) ■納め忘れのないように、ご確認ください。 ■納期内納入にご協力をお願いします。

納期限